

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

令和3年2月24日（水）～令和3年3月12日（金）

2 開催方法

書面開催

3 委員

委員長	仲里	建良
委員	廣澤	信作
委員	町田	明美
委員	丸山	幸子
委員	千葉	秀樹

4 議事の要領

(1) 事案1について

<質疑等>

- ・公務中に起こった災害ということによいか。
→そうである。通常の勤務時間中に発生したものである。
- ・医学的な所見は次のとおり。

本件のように踵が門扉に挟まれれば、踵骨骨挫傷を発症することは十分考えられる。画像から挫傷は確認できるが、骨折は確認できないことから、診断名としても妥当である。

その他に画像から骨棘形成や変形性関節症といった加齢変性は確認できるが、変性の程度は年齢相応であり、本件踵骨骨挫傷の発症とは関係ない。その他素因・基礎疾患と思われる所見は確認できない。既往歴も本件と関係があるものは確認できない。

治療期間は6ヶ月弱とやや長いものの、本件負傷部位は歩く際に曲がる部位で安静を保つのが難しく、治りにくいことから、妥当な範囲内だろう。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

(2) 事案2について

<質疑等>

- ・通勤中に起こった災害ということによいか。
→そうである。通勤届どおりの経路で退勤していた途上で発生したものである。
- ・医学的な所見は次のとおり。

画像から、素因・基礎疾患と思われる所見は確認できない。骨粗鬆症の所見も確認できない。既往歴も本件と関係があるものは確認できない。

本件のように道路のくぼみに右足を取られて右足首を捻り、さらにバランスを崩して再度右足首を捻るといったような衝撃が加われば、右腓骨遠位端骨折を発症することは考えられる。

画像から、右腓骨遠位端を骨折していることが確認できるが、手術が必要なレベルではない。骨折部の間が少し離れており、本件骨折部位は前距腓靭帯で牽引されているため骨癒合しにくい部位である。令和3年3月が治癒見込みということで、治療期間も妥当である。

<意見（全委員一致）>

通勤該当の災害と認められる。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

	所属	意見
1	事案1	公務上の災害と認められる。
2	事案2	通勤該当の災害と認められる。